

令和 4 年 2 月 15 日

菅原冷蔵株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年

2. 内容

<目標>

1. 年次有給休暇付与日数 10 日以上の従業員について、年間の取得日数を一人当たり平均 6 日以上の取得
(但し、付与日数 10 日未満の従業員については付与日数の 2 分の 1 以上の取得)

2. 育児休業、介護休業等について相談窓口を設置する。

<取組内容と実施時期>

令和 4 年 4 月～

1. 昨年の年次有給休暇の取得状況について実態を把握し、偏った従業員だけでなく全体的に取得するよう従業員へ取得促進する。
2. 相談窓口の設置について従業員に周知し、取得しやすい環境を整え同部署の従業員に対し、理解と協力が得られる体制を確立する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

有給休暇取得率 33.4% (令和 4 年 1 月 20 日現在)

以上